図１　（第 13 条関係）　　拡幅整備工事・維持管理

後退用地の整備方法
縁石及び舗装を標準とする。
ただし、後退寸法が少ないとき等の場合は、目地材によることができる。
仕　様

【施工例】

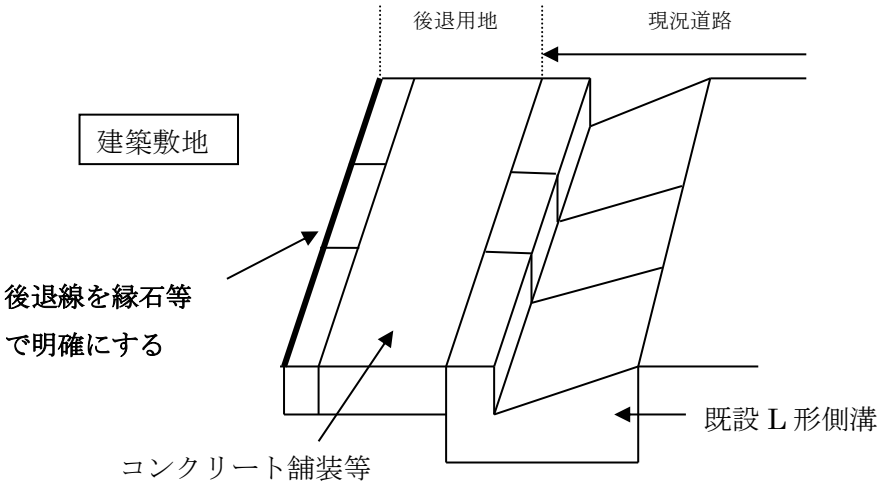

※後退用地内にインターロッキングブロックや植栽等を行わないこと。
　また、室外機、フラワーポット等を置かないこと。

図２　（第 13 条関係）　後退表示

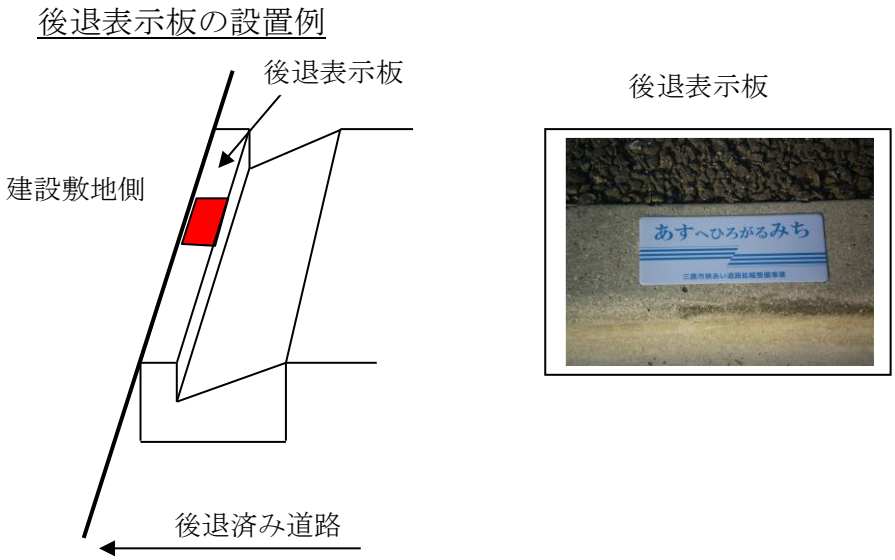

図３　（第 23 条関係）　　開発道路における転回広場の形状

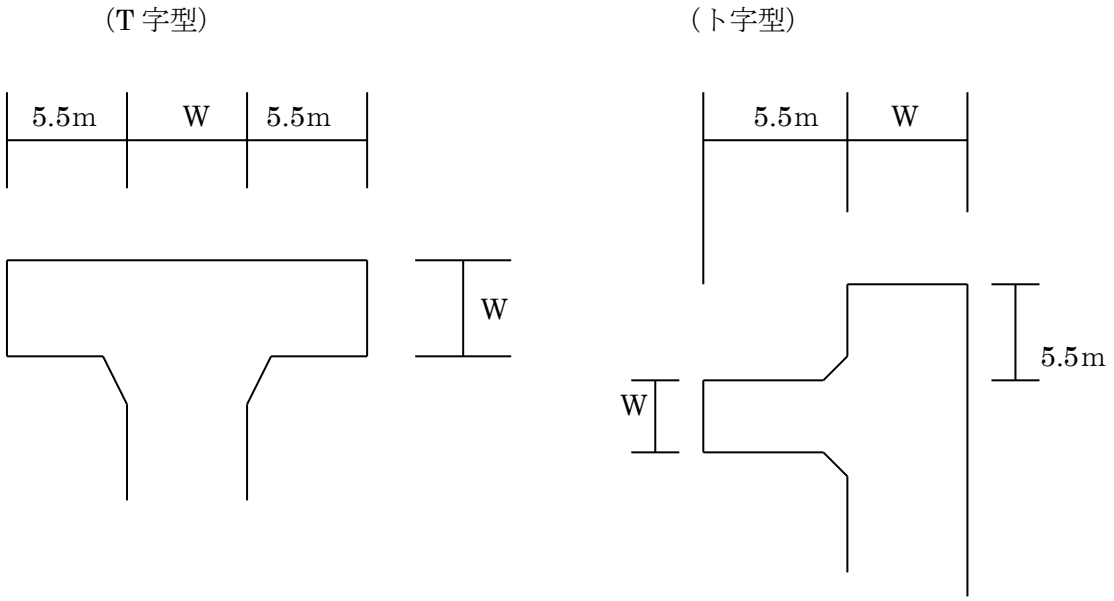

図４（第 27 条関係）　位置指定道路における転回広場の形状

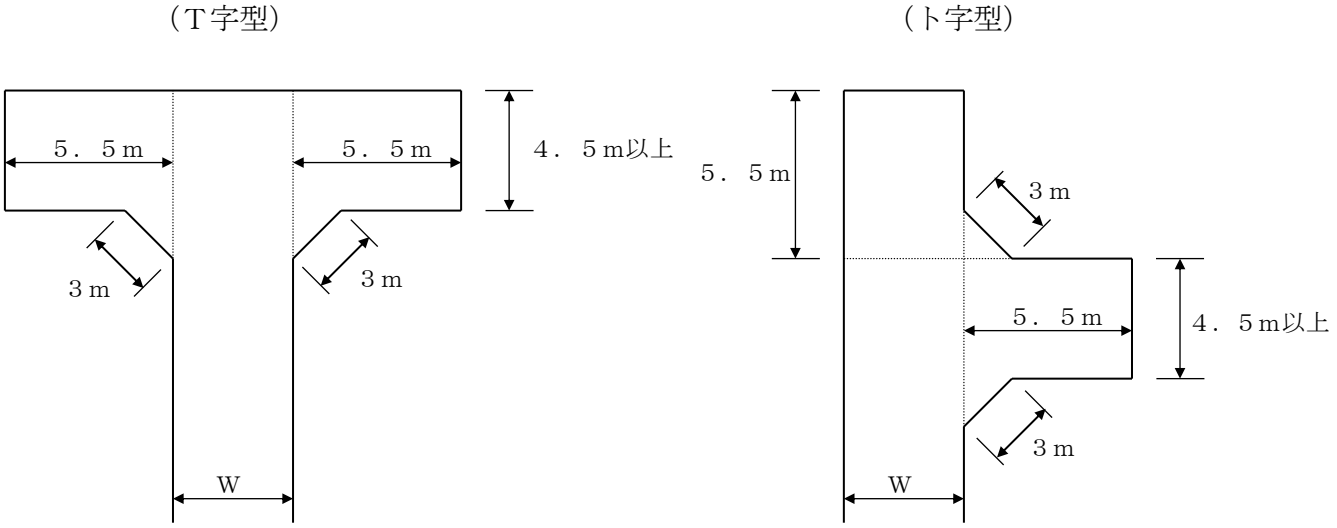

W＝道路幅員

別表第１（第5条関係）　道路敷地の寄附受入の要件

路延長 道路種別	35m以下のもの	35mを超え 60m以下のもの	60mを超え 120m以下のもの	120mを超えるもの
開発行為以外で寄附する道路	4.2m以上		5m以上	6m以上
	この基準により難い特別の事情があると市長が認める場合は、 4m以上とすることができる			
開発行為に伴い寄附する道路	別 表 第 3 に よ る			
市長が特に必要と認める 緊急避難用通路	1.5m以上			

別表第2（第8条関係）　指定した道路

	場　　所
1	市道第 11 号線（本町通り）の一部（商業地域）
2	市道第 11、12、13 号線（旭町仲通り）
3	市道第 483 号線

別表第3（第 19 条関係）　開発道路の幅員

	計画建築物の用途	計画建築物の敷地規模	道路幅員
一般の区域内道路	住宅		6m以上
	住宅以外	1,000 ㎡未満	
		1,000 ㎡以上	9m以上
人・車の交通量が特に大きな場合			12m以上

別表第4（第19条関係）　開発道路の幅員（緩和措置）

道路延長 道路幅員	35m以下のもの	35mを超え 60m以下のもの	60mを超え 120m以下のもの	120mを超えるもの
通り抜け可能型	4.5m以上	4.5m以上	5m以上	6m以上
行き止まり型	4.5m以上	5m以上	6m以上※	6m以上

※　転回広場を2箇所以上設ける場合には、5m以上とすることができる。

別表第5（第 23 条関係）　開発行為における隅切りの長さ

道路幅員	交差角	40m以下	30m以下	15m以下	12m以下	10m以下	4m以下
40m以下	90 度前後	12	10	8	6	5	3
	60 度以下	15	12	10	8	6	4
	120 度以上	8	8	6	5	4	2
30m以下	90 度前後	10	10	8	6	5	3
	60 度以下	12	12	10	8	6	4
	120 度以上	8	8	6	5	4	2
15m以下	90 度前後	8	8	8	6	5	3
	60 度以下	10	10	10	8	6	4
	120 度以上	6	6	6	5	4	2
12m以下	90 度前後	6	6	6	6	5	3
	60 度以下	8	8	8	8	6	4
	120 度以上	5	5	5	5	4	2
10m以下	90 度前後	5	5	5	5	5	3
	60 度以下	6	6	6	6	6	4
	120 度以上	4	4	4	4	4	2
4m	90 度前後	3	3	3	3	3	3
	60 度以下	4	4	4	4	4	4
	120 度以上	2	2	2	2	2	2

別表第6（第 23 条関係）　開発行為における転回広場の箇所数

道路幅員 ＼ 転回広場	6m未満	6m以上
転回広場の設置が必要な道路延長	35mを超える場合	120mを超える場合
転回広場の設置箇所数	60m区間ごとに 1 箇所	120mを超えた 120m 区間ごとに 1 箇所

※　転回広場を設置するのに必要な道路延長に満たない場合も、終端部に転回広場を設けることが望ましい。

表第７　（第33条関係）　車道整備標準

	舗　装　構　造	縦断こう配	横断こう配	排　水　工	雨　水　ま　す
車道幅員 ６ｍ以下	RM－40　20㎝ ｱｽﾌｧﾙﾄ　　５㎝	0.3％ ～３％	２％	25Ｌ形側溝	設置間隔20㎝ 300　用　　深さ80㎝
車道幅員 ６ｍを超える	RC－40　15㎝ RM－40　10㎝ ｱｽﾌｧﾙﾄ　10㎝	0.3％ ～３％	２％※１	25Ｌ形側溝 又は1035型 街きょ※２	設置間隔Ｌ形20m 街きょ25m 300用　深さ80㎝又は1035型街きょます※２

※１　２車線以上は1.5%
※２　歩道が設置される場合は1035型街きょ型とする。

別表第８（第33条関係）　歩道整備標準

歩　道　幅　員	構　　造	止　　石	横　断 こう配	縦断こう配
道路幅員から車道幅員（最小4.5m）を減ずる	透水性ｲﾝﾀｰﾛｯｷﾝｸﾞﾌﾞﾛｯｸ舗装(18㎝) 透水性ｲﾝﾀｰﾛｯｷﾝｸﾞﾌﾞﾛｯｸ　６㎝ 砂層（砂目地含む）　２㎝ 透水シート RC－40　10㎝ ※１	ｾﾐﾌﾗｯﾄ形式（歩車道段差５㎝） 又はﾏｳﾝﾄｱｯﾌﾟ形式（街きょ1035型） ※２	１％	一般部縦断 0.3～３％ 車乗入れ部及び巻込み部は５％

※１　必要により、横断抑止のためのガードパイプ柵や、歩道を乗り上げての駐車禁止のためのボラード等を設置する。
※２　車乗入れ部の延長は5.45m以下とし、1035型街きょの場合は、改良江戸川形ブロックを使用する。
セミフラット形式は、車乗入れ用ブロック(SF型)を使用する。

別表第９　（第33条関係）　道路の整備工事及び構造等

占用物件		占用位置	埋設の深さ
下水道管		道路中心に設置	1.0m以上
上水道管		南、東側道路境界より 1.2m に設置	0.6m以上
ガス管		南、東側道路境界より 0.8m に設置	0.6m以上
電柱	東京電力柱	北、西側道路境界(宅地内)に設置	－
	NTT柱	北、西側道路境界(宅地内)に設置	－
街路灯		蛍光灯32W相当のLED灯を設置	－